

支 払 い に 関 す る 覚 書

本覚書は、岡山市教育委員会（以下「甲」という）と_____（以下「乙」という）と_____（以下「丙」という）との間で、甲と乙とが令和7年 月 日付で締結した委託契約書（契約金額_____円）（以下「契約書 1」という）、及び、甲と丙とが令和7年 月 日付で締結した委託契約書（契約金額_____円）（以下「契約書 2」という）において別途定めることとした報酬の支払いについて次のとおり定める。

令和 7年 月 日

排 出 事 業 者 (甲)	住所	岡山市北区大供一丁目 1 番 1 号 岡山市教育委員会 教育長 三宅 泰司 印
------------------	----	---

処 分 業 者 (乙)	住所 社名	印
----------------	----------	---

収 集 運 搬 業 者 (丙)	住所 社名	印
--------------------	----------	---

1. 契約書 1 第 9 条第 5 号に基づく産業廃棄物の処分業務に関する報酬は、乙が甲に請求し受領するものとする。
2. 契約書 2 第 9 条第 5 号に基づく産業廃棄物の収集・運搬業務に関する報酬は、丙に代わり乙が甲に請求する。受領については、乙が甲より受領した後、丙が乙より受領するものとし、乙の受領により甲の報酬支払債務は消滅するものとする。
3. 本覚書の有効期間は、契約書 1 及び契約書 2 の有効期間と同じ期間とする。

本覚書の成立を証明するために、本書 3 通を作成し、甲、乙、丙は各々記名押印のうえ各 1 通を保有する。